

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第69号**

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（県民局各課の所掌事務）</p> <p>第22条の2 県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>県民局企画総務課 略</p> <p>県民局県民課</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p><u>(15) 景観形成に係る届出等の受付けに関すること</u></p> <p><u>（日野総合事務所に限る。）。</u></p> <p><u>(16) 略</u></p> <p><u>(17) 略</u></p> <p><u>(18) 略</u></p> <p><u>(19) 略</u></p> <p><u>(20) 略</u></p> <p>県民局企画県民課</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12) 景観形成に係る届出等の受付けに関すること。</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p>県民局振興課及び県民局商工労働課 略</p>	<p>（県民局各課の所掌事務）</p> <p>第22条の2 県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>県民局企画総務課 略</p> <p>県民局県民課</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>県民局企画県民課</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>県民局振興課及び県民局商工労働課 略</p>
<p>（福祉保健局各課の所掌事務）</p> <p>第22条の4 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあっては八頭総合事務所の所管区域内に係るものを含むものとする。</p>	<p>（福祉保健局各課の所掌事務）</p> <p>第22条の4 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあっては八頭総合事務所の所管区域内に係るものを含むものとする。</p>

福祉保健局福祉企画課～福祉保健局福祉総務課  
略

福祉保健局保健衛生課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1)～(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

（生活環境局各課の所掌事務）

第22条の5 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあつては八頭総合事務所の所管区域内に係るものを、西部総合事務所生活環境局建築住宅課にあつては日野総合事務所の所管区域内に係るものを含むものとする。

生活環境局環境・循環推進課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1)～(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

生活環境局生活安全課 略

生活環境局建築住宅課

次に掲げる事務（第7号から第9号までに掲げる事務にあつては、県土整備局維持管理課の所掌に属するものを除く。）

(1)～(5) 略

(6) 景観形成に関すること。

(7)～(9) 略

（農林局各課の所掌事務）

第22条の6 農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農業振興課

次に掲げる事務（第15号から第19号までに掲げる

福祉保健局福祉企画課～福祉保健局福祉総務課  
略

福祉保健局保健衛生課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1)～(15) 略

(16) 景観形成の指導（屋外における物品の集積又は貯蔵に係るものに限る。）に関すること。

(17) 略

(18) 略

(19) 略

（生活環境局各課の所掌事務）

第22条の5 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあつては八頭総合事務所の所管区域内に係るものを、西部総合事務所生活環境局建築住宅課にあつては日野総合事務所の所管区域内に係るものを含むものとする。

生活環境局環境・循環推進課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1)～(7) 略

(8) 景観形成の指導（屋外における物品の集積又は貯蔵に係るものに限る。）に関すること。

(9) 略

(10) 略

(11) 略

生活環境局生活安全課 略

生活環境局建築住宅課

次に掲げる事務（第6号から第9号までに掲げる事務にあつては、県土整備局維持管理課の所掌に属するものを除く。）

(1)～(5) 略

(6) 景観形成の指導（建築物等の新築、増築、改築、移転又は外観の変更、土石の採取及び都市計画区域における土地の区画形質の変更に係るものに限る。）に関すること。

(7)～(9) 略

（農林局各課の所掌事務）

第22条の6 農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農業振興課

次に掲げる事務（第16号から第20号までに掲げる

事務にあつては、八頭総合事務所に限る。)

(1)～(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

農林局鳥取農業改良普及所～農林局地域整備課  
略

農林局林業振興課

(1)～(18) 略

(19) 略

農林局大規模基盤整備室～農林局中海干拓営農セ  
ンター 略

(県土整備局各課の所掌事務)

第22条の7 県土整備局各課の所掌事務は、次のとお  
りとする。この場合において、港湾事務所の所掌に  
属するものを除くものとする。

県土整備局建設総務課 略

県土整備局維持管理課

(1)～(5) 略

(6) 略

県土整備局用地課～県土整備局山陰道推進室 略

事務にあつては、八頭総合事務所に限る。)

(1)～(12) 略

(13) 景観形成の指導(都市計画区域外における土  
地(農地に限る。)の区画形質の変更に係るもの  
に限る。)に関する事。

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

農林局鳥取農業改良普及所～農林局地域整備課  
略

農林局林業振興課

(1)～(18) 略

(19) 景観形成の指導(木竹の伐採及び都市計画区  
域外における土地(農地を除く。)の区画形質の  
変更に係るものに限る。)に関する事。

(20) 略

農林局大規模基盤整備室～農林局中海干拓営農セ  
ンター 略

(県土整備局各課の所掌事務)

第22条の7 県土整備局各課の所掌事務は、次のとお  
りとする。この場合において、港湾事務所の所掌に  
属するものを除くものとする。

県土整備局建設総務課 略

県土整備局維持管理課

(1)～(5) 略

(6) 景観形成の指導(広告塔、広告板、装飾塔そ  
の他これらに類する工作物の新築、増築、改築、  
移転又は外観の変更、土石の採取及び都市計画区  
域における土地の区画形質の変更に係るものに限  
る。)に関する事(八頭総合事務所及び日野総  
合事務所に限る。)

(7) 略

県土整備局用地課～県土整備局山陰道推進室 略

附 則

この規則は、平成19年8月1日から施行する。